

令和7年度

第1回

湧別町国民健康保険運営協議会議案

日 時 令和 7 年 6 月12 日（木） 午後6時30分

場 所 上湧別コミュニティセンター 1階第1会議室

湧別町国民健康保険運営協議会委員名簿

【任期：令和5年3月1日～令和8年2月28日】

区 分	氏 名	住 所
被保険者を代表する委員	野 田 直 人	上湧別屯田市街地
	久 保 美恵子	芭 露
	深 澤 繁 子	緑 町
保険医又は保険薬剤師 を代表する委員	澁 谷 努	中湧別中町
	竹 林 秀 人	上湧別屯田市街地
	桂 敦 史	中湧別北町
公益を代表する委員	後 藤 哲 司	中湧別南町
	加 藤 明 美	港 町
	花 木 寿 栄	南兵村三区

会議次第

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議 案

(1) 議案第1号 湧別町国民健康保険運営協議会会長代理の選任について

(2) 議案第2号 湧別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(3) 報告第1号 令和6年度湧別町国民健康保険特別会計決算について

議案第1号

湧別町国民健康保険運営協議会会長代理の選任について

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第4条第2項の規定により、下記の者を湧別町国民健康保険運営協議会会長代理に選任する。

記

氏名 _____（任期：委員の任期）

令和7年6月12日提出

湧別町長 刈 田 智 之

《参考》

○国民健康保険法

(昭和三十三年十二月二十七日)

(法律第百九十二号)

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第十一条

- 2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第四章の規定による保険給付、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く
- 4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

○国民健康保険法施行令

(昭和三十三年十二月二十七日)

(政令第三百六十二号)

(国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織)

第二条

3 法第十一条第二項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第四条第一項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

第三条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第四条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

- 2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

議案第2号

湧別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

湧別町国民健康保険税条例（平成21年条例第130号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

記

別紙のとおり

令和7年6月12日提出

湧別町長 刈 田 智 之

1. 湧別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について①

令和7年度税制改正大綱が令和6年12月27日に閣議決定され、地方税法施行令が改正されたことによる条例改正。

改正内容

- ① 国民健康保険税の基礎課税額（医療分）に係る課税限度額を66万円（改正前65万円）に引き上げるもの（第2条第2項）
- ② 国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を26万円（改正前24万円）に引き上げるもの。（第2条第3項）

区 分	令和6年度（現行）	令和7年度（改正後）	引き上げ額
医療分	65万円	<u>66万円</u>	1万円
支援金分	24万円	<u>26万円</u>	2万円
介護分	17万円	17万円	—
合 計	106万円	<u>109万円</u>	3万円

【賦課限度額の見直しの背景】

※社会保障審議会医療保険部会資料抜粋

- 医療保険制度における保険料負担は、負担能力に応じた公平なものである必要があるが、受益との関連において、被保険者の納付意欲に与える影響や、制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険料負担に一定の限度を設けることとしている。
- 高齢化等の進展等により医療給付費等が増加する一方で、被保険者の所得が十分に伸びない状況において、
 - ・保険料負担の上限を引き上げずに、保険料率の引き上げにより必要な保険料収入を確保することとすれば、高所得者層の負担は変わらない中で、中間所得者層の負担が重くなる。【イメージ図：①】
 - ・保険料負担の上限を引き上げることとすれば、高所得者層により多く負担いただくこととなるが、中間所得者層の被保険者に配慮した保険料設定が可能となる。【イメージ図：②】

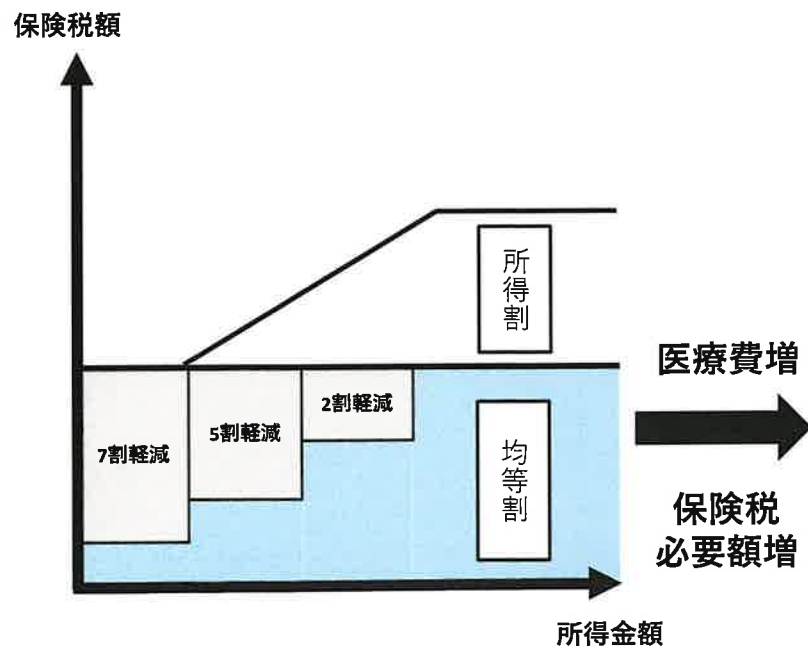
【イメージ図】

※医療費が増加し確保すべき保険税収入額が増加した場合において、必要な保険税収入を確保するため、

- ①保険税率の引き上げ
- ②保険税率及び賦課限度額の引き上げを行った場合

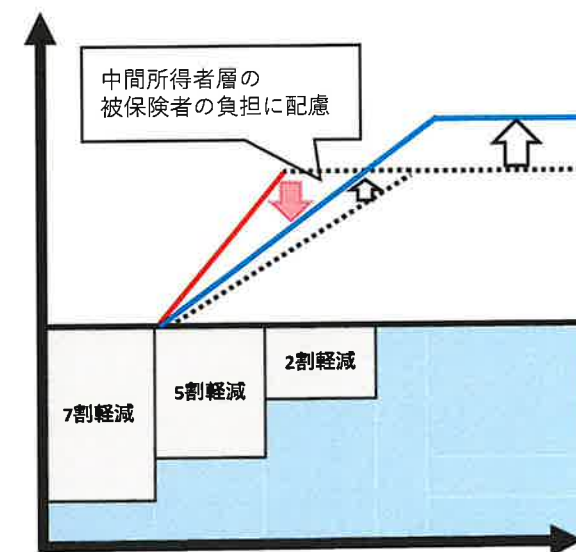
【イメージ図：①】

保険税率の引き上げ



【イメージ図：②】

保険税率及び
賦課限度額の引き上げ



1. 湧別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について②

令和7年度税制改正大綱が令和6年12月27日に閣議決定され、地方税法施行令が改正されたことによる条例改正。

改正内容

国民健康保険税の均等割額及び平等割額における、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準額の引き上げ。

(第23条)

区 分	改 正 前	改 正 後
7割軽減 基準額	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	変更なし
5割軽減 基準額	43万円 + 29万5千円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数※) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43万円 + 30万5千円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数※) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割軽減 基準額	43万円 + 54万5千円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数※) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43万円 + 56万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数※) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

経済動向等
を踏まえ、
軽減判定所
得を見直し

※特定同一世帯所属者：同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

【具体例】

給与所得者数が2名の世帯のケース

● 5割軽減の場合

(改正前)

43万円 + 29万5千円 × 2名 + 10万円 × (2 - 1) = 112万円以下の世帯が対象

(改正後)

43万円 + 30万5千円 × 2名 + 10万円 × (2 - 1) = 114万円以下の世帯が対象

報告第 1 号

令和6年度湧別町国民健康保険特別会計決算について

令和6年度湧別町国民健康保険特別会計決算は次のとおりとする。

記

別紙のとおり

令和7年6月12日提出

湧別町長 刈 田 智 之

令和6年度湧別町国民健康保険特別会計決算

【歳入】

(単位：円)

科 目		令和6年度		前年度決算額	前年度決算額 との比較	備 考
		予算額	決算額			
保険税	現年度分	451,110,000	453,229,000	450,856,553	2,372,447	医療分、後期分、介護分
	滞納繰越分	5,183,000	5,494,528	4,129,049	1,365,479	
使用料及び手数料		50,000	51,200	45,100	6,100	保険税督促手数料
道支出金		922,133,000	843,521,012	855,610,542	△ 12,089,530	保険給付費等交付金
財産収入		16,000	15,095	8,405	6,690	基金利子収入
繰入金		101,153,000	95,522,808	114,652,914	△ 19,130,106	一般会計繰入金、保険基金安定繰入金、未就学児均等割保険料繰入金、基金繰入金
繰越金		3,577,000	4,955,667	1,606,372	3,349,295	前年度からの繰越金
諸収入		1,084,000	2,215,400	1,398,759	816,641	保険税に係る延滞金、返納金、特定健診自己負担分等
歳入合計		1,484,306,000	1,405,004,710	1,428,307,694	△ 23,302,984	

【歳出】

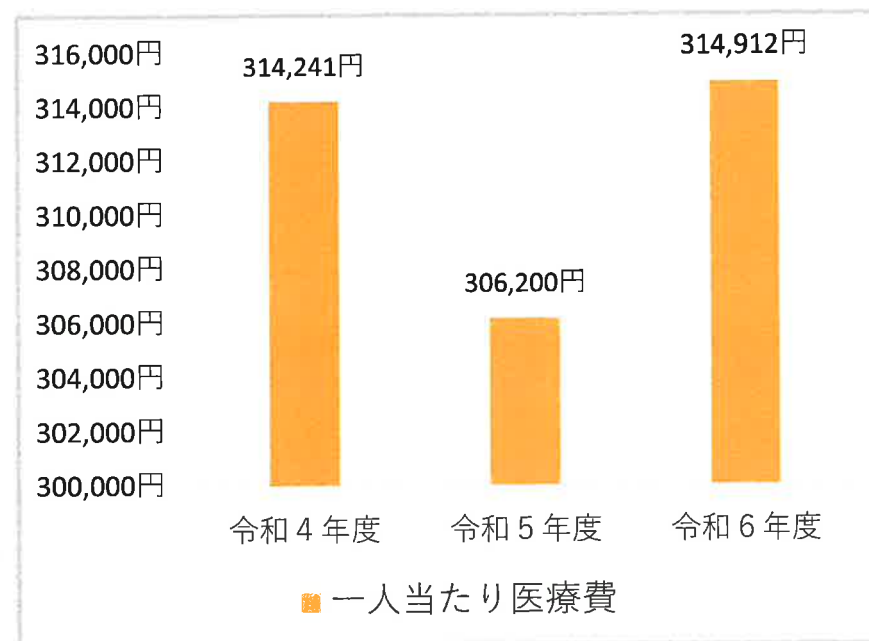
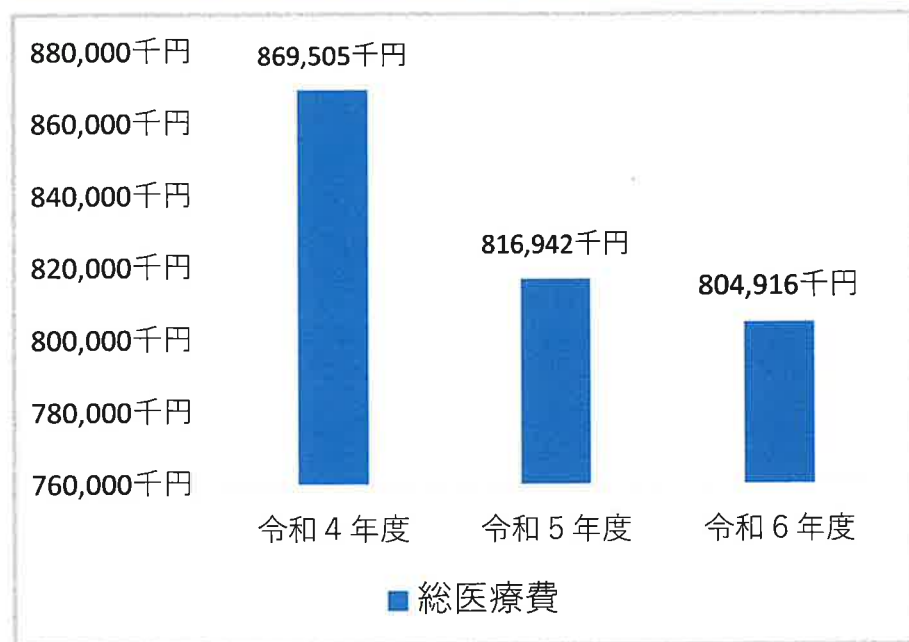
科 目		令和6年度		前年度決算額	前年度決算額 との比較	備 考
		予算額	決算額			
総務費		6,927,000	6,330,442	19,641,541	△ 13,311,099	職員給与費、一般管理費、徴税費、運営協議会費
保険給付費		892,360,000	813,845,845	826,048,394	△ 12,202,549	療養給付費、療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費、傷病手当金
国民健康保険事業費納付金		566,829,000	566,825,000	565,807,000	1,018,000	国保都道府県化に係る北海道へ納める納付金
保健事業費		12,598,000	11,370,833	11,636,887	△ 266,054	特定健診費用、予防接種扶助費、医療費通知等
基金積立金		16,000	15,095	8,405	6,690	基金利子積立金
その他		5,576,000	4,410,286	264,800	4,145,486	保険税還付金、国庫負担金精算に係る返還金等
歳出合計		1,484,306,000	1,402,797,501	1,423,407,027	△ 20,609,526	

歳入合計	1,405,004,710
歳出合計	1,402,797,501
歳入歳出差引額 (繰越額)	2,207,209

○被保険者数の推移（各年度末）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備 考
世 帯 数	1, 3 8 5 世帯	1, 3 2 4 世帯	1, 2 7 9 世帯	対前年比 △45世帯
被保険者数	2, 7 6 8 人	2, 6 6 5 人	2, 5 5 6 人	対前年比 △109人
前期高齢者 (65歳～74歳)	1, 0 0 6 人	9 5 3 人	8 9 8 人	対前年比 △55人

○医療費の推移（総医療費及び一人当たり医療費の推移）



○収納率の状況

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	備 考
現年度分	一般被保険者	98.33%	98.79%	98.92%	対前年比 0.13%
	合 計	98.33%	98.79%	98.92%	対前年比 0.13%
滞納 繰越分	一般被保険者	19.23%	16.56%	21.44%	対前年比 4.88%
	退職被保険者	0.47%	0.39%	0.14%	対前年比 △0.25%
	合 計	18.70%	16.15%	20.92%	対前年比 4.77%

○国民健康保険財政調整基金額の推移

令和6年度	当初基金残高	97,657千円
	取崩額	19,000千円
	積立額	15千円
	年度末基金残高	78,672千円
(参考) 令和7年度	取崩見込額	18,488千円